

## 【学修の成果に係る評価に当たっての基準】

◇ 学則（大学院）より該当条文を抜粋。

（単位の認定）

第19条 履修した授業科目の単位認定は、筆記若しくは口述試験又は研究報告の成績によって行うものとし、毎学期、又は学年末に行う。

- 2 前項の成績は、A・B・C及びFの標語で表わし、A・B・Cを合格とし、Fを不合格とする。
- 3 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

◇ 至学館大学教学に関する規程より該当条文を抜粋。

（学業成績）

第16条 学業成績は100点満点とし、60点以上を合格、60点に満たないものを不合格とする。ただし、前、後期試験が行われる科目については、前、後期試験とも受験した者に限り学業成績を評価する。

- ② 合格者には、学則に定めるところにより単位を付与する。
- ③ 教務委員会を経て学長が認めた授業科目の評価については、合格又は不合格とすることができる。
- ④ 他大学等で履修した科目等を本学において評価する場合は、認定合格とする。
- ⑤ 本条第1項における評点と評語の関係は、次のとおりとする。

|       |   |      |    |
|-------|---|------|----|
| 80    | ～ | 100点 | 優  |
| 70    | ～ | 79点  | 良  |
| 60    | ～ | 69点  | 可  |
| 60点未満 |   |      | 不可 |
- ⑥ 成績証明書は、「優」、「良」、「可」、「合」、「認」をもって表示する。
- ⑦ 再試験の成績は、「可」又は「不可」とする。
- ⑧ 無記名の答案は無効とする。

◇ 至学館大学短期大学部教学に関する規程より該当条文を抜粋。

（学業成績）

第15条 学業成績は100点満点とし、60点以上を合格、60点に満たないものを不合格とする。ただし、前、後期試験が行われる科目については、前、後期試験とも受験した者に限り学業成績を評価する。

- ② 合格者には、学則に定めるところにより単位を付与する。
- ③ 教授会において認められた科目の評価については、合格又は不合格とすることができる。
- ④ 他大学等で履修した科目等を本学において評価する場合は、認定合格とする。
- ⑤ 本条第1項における評点と評語の関係は、次のとおりとする。

|       |   |      |    |
|-------|---|------|----|
| 80    | ～ | 100点 | 優  |
| 70    | ～ | 79点  | 良  |
| 60    | ～ | 69点  | 可  |
| 60点未満 |   |      | 不可 |
- ⑥ 成績証明書は「優」、「良」、「可」、「合」、「認」をもって表示する。
- ⑦ 再試験の成績は、「可」又は「不可」とする。
- ⑧ 無記名の答案は無効とする。